

【補助の対象について】

Q 1	補助金の対象要件
Q 2	通学定期券と通学回数券の違い
Q 3	通学定期券の買い方や紛失時の対応、時刻表や運賃などの相談先
Q 4	6ヶ月分の通学定期券を購入しないといけないのか
Q 5	夏休み、模擬試験、補習、部活などで登校する場合も補助の対象となるか
Q 6	購入した通学定期券や通学回数券は全て補助対象になりますか
Q 7	利用できないバスがあるか
Q 8	複数ルート（往路と復路での異なる路線や事業者が異なる場合）の購入について
Q 9	現金支払いやOKICAカードに現金チャージして通学する場合は対象になりますか

【申請手続きについて】

Q10	補助金を受けるにはどのような続きがありますか
Q11	<u>領収書の保管方法について教えてください</u>

【交付申請について】

Q12	交付申請の申請期限・提出先はどこですか
Q13	どのように補助金申請額を算定するのですか

【補助金請求について】

Q14	領収書をなくした場合はどうすればよいですか？
Q15	補助金請求時期はいつですか？

【補助の対象について】

1 補助金の対象要件

中高生の保護者等が自宅と高等学校等の間を継続的に往復させるため、バス会社等が発行する最も経済的かつ合理的と認められる区間の通学定期券又は通学回数券を購入する場合で、次の①～③の要件を満たす場合に補助の対象となります。

①令和8年度（令和7年分）の世帯年収がおよそ590万円未満

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額＜154,500円

※保護者等が2名の場合：各人ごとに算定（百円未満切り捨て）した後合算

②1か月あたりの通学定期券又は通学回数券の購入額の合計が15,000円を超えている

③他の通学費支援（生活保護等）を受けていない高校生（県立の通信制除く）、県立・私立中学生

2 通学定期券と通学回数券の違い**○通学定期券**

バス会社及びモノレール(株)が、通学のため、ある一定期間、自宅から学校等の特定の区間を繰り返し乗車できるよう発行する乗車券です。

※バス会社によっては、OKICAカード以外の通学定期券があります。

○通学回数券

各バス会社が通学のため、特定の枚数を一綴りにして発行する金券です。本島の高速バス等一部のバス路線及び離島バス会社で取り扱っています。（高速バス:チケット型で原則10枚綴り）

3 通学定期券の買い方や紛失時の対応、時刻表や運賃などの相談先

最も利用しやすいバス路線の時刻確認や運賃、紛失時の対応なども含めバス事業者又はモノレール(株)の販売窓口でご相談をお願いします。

4 6ヶ月分の通学定期券を購入しないといけないのか

通学定期券であれば、1か月定期、3か月定期、6か月定期いずれも対象となりますので、利用しない月を考慮のうえ購入してください。

5 夏休み、模擬試験、補習、部活などで登校する場合も補助の対象となるか

登校を前提に通学定期券等を購入する場合は、補助の対象となります。ただし、休学期間及び退学した場合は、補助の対象とはなりません。

6 購入した通学定期券や通学回数券は全て補助対象になりますか

在籍している学校に通学するため購入した通学定期券や通学回数券のみが対象です。それ以外の目的で購入した定期券等は補助対象外となります。定期券等の使用目的に疑義がある場合は、県から確認等を行う場合があります。

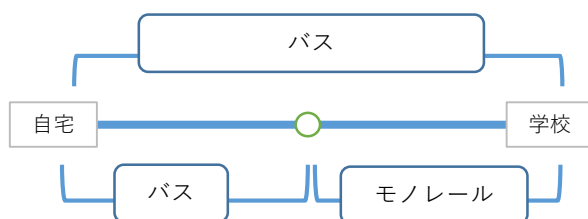
7 利用できないバスがあるか

通学定期券又は通学回数券が利用できるバスであれば対象となります。

8 複数ルート（往路と復路での異なる路線や事業者が異なる場合）の購入について

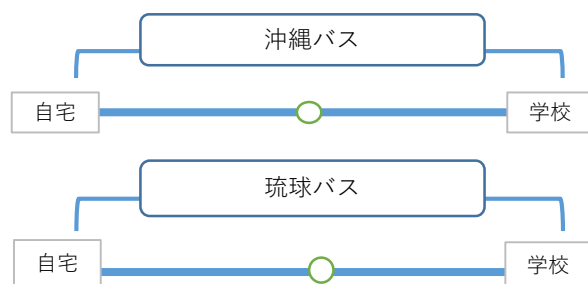
往復とも自宅から学校まで同一路線があるが、授業や部活などの関係で継続的に乗り継がざるを得ない場合は合算することを認めます。（例1）

一方で、相当の理由がないにもかかわらず通学区間内で複数のバス事業者やモノレール併用などの合算は認められません。この場合、最も経済的な手段を利用した経路についてのみを対象経費とします。（例2）



（例1）

バス1路線で通学も可能だが、バスの時間帯、本数の関係で乗り継ぎで通学している場合は、補助対象となります。



（例2）

自宅から学校まで同一の区間を複数のバス会社の通学定期券を使用している場合は、どちらか一方のみ補助対象となります。

9 現金支払いやOKICAカードに現金チャージして通学する場合は対象になりますか

通学定期券及び通学回数券の購入のみを対象としているため、現金支払いやOKICAカードに現金チャージして通学する場合は対象外となります。

【申請手続きについて】

10 補助金を受けるにはどのような続きがありますか	
補助金を受けるには、交付申請と補助金請求の2つの手続きが必要となります。	
1 交付申請	対象者及び補助金額を判定するための手続きです。 申請期間：令和8年7月～12月31日 申請方法：電子申請、もしくは紙申請書類等を <u>学校事務室に提出</u>
2 補助金請求	上記1の補助金を請求するための手続きです。 ※申請期間や申請方法は、後日お知らせします。
11 領収書の保管方法について教えてください	
1 定期券（バス・モノレール）	領収書（宛名は生徒本人）の原本 <u>又は</u> 券面の裏表の写し。 ※券面の写しの場合、更新毎に写真を撮るなどして記録しておくこと。 （更新時に上書きされると、金額や有効期間が確認できなくなるため。）
2 回数券（高速バス等）	領収書（宛名は生徒本人）の原本 <u>及び</u> 券面表紙（枚数、購入金額等が記載されている）

【交付申請について】

12 交付申請の申請期限・提出先はどこですか	
申請期間：令和8年7月～12月31日 申請方法：電子申請、もしくは紙申請書類等を学校事務室に提出	
13 どのように補助金申請額を算定するのですか	
様式2（通学計算書）の記入例を参照ください。 ※電子申請の場合、自動で算定されます。	

【補助金請求について】

14 領収書をなくした場合はどうすればよいですか？

○通学定期券の場合

領収書がなければOKICAカード（記名あり）の券面の裏表の写しの提出でも請求可能です。ただし、OKICAカードは定期券の更新時に印字内容（有効期間等）が上書きされ、履歴が残らないため更新前にコピーしておくことをお勧めします。領収書及びOKICAカードの写しどちらもない場合は、補助金請求が出来ません。

○通学回数券の場合

必ず領収書の原本が必要なため領収書をなくした場合は補助金請求が出来ません。確実に保管しておいてください。また通学回数券の場合は、回数券の表紙も原本提出が必要ですので領収書と一緒に確実に保管しておいてください。

15 補助金請求時期はいつですか？

後日お知らせします。